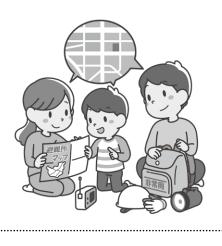


8月27日(日)午前9時に開催を予 定しています。 午前9時に同報無線等により案 飛島村防災訓練につきましては

常持出し品の準備など、 の備えをお願いします。 を開始してください。 込みした「避難所利用者登録票」と 内をしますので、広報8月号に差 「非常持出し袋」を持って避難行動 皆さまも避難場所等の確認や非 日頃から

問合せ先

総務部総務課



問品券を配布し

飛島村共通商

分の商品券を配布します。 対策として、村の全世帯に1万円 物価高騰に伴う家計負担の緩和

商品券について

綴り) 額面 1万円(500円券20枚

世帯主へ簡易書留にて郵送 登録された商品券取扱店 和6年2月29日(木) 〔配布方法〕 対象となる世帯の (使用店舗) (使用期間) 飛島村商工会にて 9月1日 (金)~令

対象世帯

住所を有する世帯 交付日前日まで引き続き村内に 住所を有する世帯で、商品券の 令和5年7月1日時点で村内に

その

配達に1週間程度かかりますの 定しています。郵便事情により 商品券は8月下旬頃の交付を予 で、ご了承ください。

総務部総務課

めにお買い求めください。

発売価格 1冊 5,000 4,000冊発行 (額面 6,000円 円

※1人につき1日2万円(4冊)ま **発売日時** 9月1日(金)販売開始 完売次第、 前8時30分より販売しますが ある場合のみ、 で購入できます。なお、残数が (受付:午前8時30分~午後5時 販売を終了します。 翌日2日(土)午

発売場所

有効期限 飛島村産業会館

令和6年2月29日 木

問合せ先 飛島村商工会

52 - 1002

商工会では地元の商店・飲食店そ つき早々に完売しますので、 商品券」を発売します。毎年好評に めに、20%プレミア付「飛島村共通 して消費マインドを元気にするた レの家計への影響が厳しくなる中 食料品の急騰をはじめインフ お 早

中央公民館ホー 所 ル

対象者

た方 昭和25年4月1日以前に生まれ

案内状については、 でにご自宅へ郵送します。 9月上 旬

持ち物

80歳以上の方は敬老金の支給が ありますので、必ず**案内状と印**

うえ、敬老会にお越しください。 **鑑(シャチハタ不可)**をお持ちの

すこやかセンター内福祉課

敬老会のお知らせ

いする敬老会を次のとおり開催し に感謝するとともに、 よび社会の進展に貢献された方々 本村では、多年にわたり郷土お 長寿をお祝

時

9月16日(土

付

午前8時30分~9時25分

式典・アトラクション

(予定) 午前9時30分~午後0時 20 分

防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全 国瞬時警報システム(Jアラート)*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝 達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載していま す)をご利用ください。

- (1)訓練実施日時 8月23日(水) 午前11時ごろ
- (2)訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。 各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認もお願い します。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 ・・・・・訓練放送文・・・・・ + 下りチャイム音



※ J アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星な どを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

> ●問合せ先 総務部総務課

問合せ先 総務部総務課

ら再度おかけ直しください。 ありますので、 しばらくしてか

※通話料がかかります。 ※おかけ間違えのないように 場合はこちらをご利用ください。 携帯電話または県外から利用する お願

直接担当課までご連絡ください。

事業内容

防犯灯新設、ごみ集積場移転

る場合や、

個別相談については、

没や防犯灯の破損等、緊急を要す 合があります。ただし、道路の陥

認できます。

同報無線で放送した内容は、 話で確認できる 声自動応答サービス

の番号へお電話いただくことで確 通話料は無料です。 県内の固定電話からのみ利用 $\frac{1}{2}$ 00-5656 聞き取りにく 5 岢能 次 申し出てください。 課へ要望されても受付できない場 目的としており、 意としての要望を収集することを

なお、村事業の申請は地区の総

個人が直接担

ラー・交通安全灯・道路標識

個所の修繕、防護柵・カーブミ よび修繕、道路改築・道路損

傷

※混雑時には通話中となることが

いします。

問合せ先

修繕等

開発部建設課

や和6年度事業に対 要望について

令和5年春開始接種の期間は 型コロナワクチン

種を希望される方は、早めに医療 月31日(木)までです。対象者で接 機関へご予約ください。

初回接種(1・2回目)を終了し 接種の対象者

②5~6歳で基礎疾患を有する方 ①65歳以上の方 またはその他重症化リスクが高 いと医師が認める方 前回接種から3カ月を経過した

③医療従事者および高齢者施設 障害者施設等従事者の方

新型コロナワクチン接種に関

る詳しい内容は、村公式ホーム

ージ「新型コロナワクチン特

5月8日(月)~8月31日(木

設ページ」をご覧ください。

接種券について 月に接種券等を発送しました。 対象者①65歳以上の方には、

※対象者②③に該当する方や接種 接種券の発行を希望される方は、 券を紛失、転入等の理由により 窓口・郵送・FAX・電子申請

をご使用ください)

の接種券をお持ちの方はそちら

、お手元に村が発行した未使用

回目)、 き、 ても実施しています。 (生後6か月~4歳)の接種につい 接種期間延長により、 12歳以上の初回接種(1・2 小児(5~11歳)・乳幼児 引き続

にて接種券発行の手続きをお願 ムページをご覧ください。 いします。詳細は、村公式ホー

接種方法

接種を受ける際の費用 ります。すこやかセンターでの 医療機関における個別接種とな 集団接種は予定していません。

全額公費で行うため、無料です。

次の必要書類を持って住民課までお越しください。

- ・個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(薄緑色の紙のカード)
- ・本人確認書類

1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等

2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等

※マイナポイントの申請期限は9月末までです。



○問合せ先 民生部住民課

すこやかセンター内保健環境課

information

失業した方へ 国民健康保険税が 女くなります

民課窓口で申請してください。 されます。軽減を受ける方は、 れた方は、国民健康保険税が軽 による離職(特定理由離職者)をさ 特定受給資格者)、雇い止めなど 対象者 失業した方のうち、倒産や解雇 次の条件を全て満たす方

②雇用保険の特定受給資格者(倒 ①離職日時点で65歳未満の方 産・解雇)または特定理由

などにより算定されます。 者(雇い止め 象者の前年の給与所得をその 国民健康保険税は、前年の所得 100分の30とみなして算定を 一減額 対

軽減期間

行います。

になりますが、会社の健康保険 に加入するなど国民健康保険を 途中で就職しても引き続き対象 ます。国民健康保険に加入中は、 等給付を受ける期間とは異なり 度末までです。雇用保険の失業 離職の翌日の属する月から翌年

脱退すると終了します。

持ち物

②雇用保険受給資格者証 ①国民健康保険被保険者証

③マイナンバーカードまたは通知カード

④本人確認書類 問合せ先

民生部住民課

国民健康保险

新しい保険証を送付します

8月下旬に「簡易書留郵便」にて 8月31日(木)までです。9月1 康保険被保険者証の有効期限は、 現在、皆さまがお持ちの国民健 各世帯に送付します。 (金)から使用できる保険証を、

できませんので、ご自宅におい 有効期限が過ぎた保険証は使用 て破棄してください。

忘れていませんか

場合は、必ず4日以内に国民健 ください。 康保険の資格喪失の届出をして 会社の健康保険等に加入された

問合せ先

民生部住民課

認するための大切な手続きです。 毎年現況届または所得状況届の提 付していますので、ご確認くださ 受給資格を満たしているか等を確 出が必要です。これは、引き続き 福祉手当を受給されている方は、 者手当、 特別児童扶養手当、在宅重度障害 児童扶養手当、愛知県遺児手当 対象の方には、個別に案内を送 特別障害者手当、 障害児

さい。 できなくなりますのでご注意くだ 提出がない場合、手当の受給が

提出方法

もってお越しください。 き取りをさせていただき、ご提 出いただきます。時間に余裕を 住民課窓口にて書類の記入や聞

問合せ先 民生部住民課 送付した案内にてご確認くださ

手当の現況届、所得状況 **届をご提出ください 種栽のせん定に**

退路に越境した

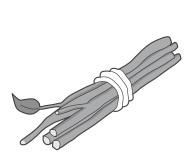
いるとの通報を受ける事例があり まで越境し、通行の妨げとなって

個人宅等の竹木等植栽が道路

し協力ください

樹木の所有者が責任を問われる場 協力ください。 傷する事故等が発生した場合には、 道路上に張り出した枝への接触等 合がありますので、 により通行中の歩行者や車両が損 私有地の生垣や庭木等の倒木、 樹木管理にご

問合せ先





低所得世帯支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯 (住民税均等割非課税世帯)に対して、**1世帯あたり3万円**を支給します。

●支給対象者

令和5年6月1日時点において本村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非

課税の世帯

※次の世帯は対象となりません。

- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税が課税となっている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・和税条約を適用されている方がいる世帯
- ・令和5年度に支給が開始された価格高騰対策を目的とした給付金(子育て世帯生活支援特別給付金を除く)を他の自治体から受給した方およびその方と同じ世帯にいた方がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から入国した方を含む世帯

●支 給 額

1世帯あたり3万円

●手 続 き

①令和5年1月1日時点で世帯全員が本村に住民登録がある世帯

対象となる世帯に8月中に確認書を発送します。内容をご確認いただき、必要事項を記入して同封 の返信用封筒にて返送してください。

- ②令和5年1月2日以降に日本国内から本村に転入した方を含む世帯申請書の提出が必要です。
- ③未申告の方を含む世帯

住民税の申告をして支給対象となったうえで、申請書の提出が必要です。

●手続き期限

11月30日(木)(当日消印有効)

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

購入経費の補助を次のとおり実施 防災用ヘルメットおよび救命胴衣 の発生から自らの身を守るため、 **羽命胴衣購入費補助金** 防災用ヘルメットおよび 巨大地震や激甚化する気象災害

対象となる物

しています。

防災用ヘルメット

護帽の規格における「物体の飛 労働安全衛生法に定められた保 るための保護帽」など 来又は落下による危険を防

救命胴衣

国土交通省が定める「ライフ

釣り、水上バイクなどの趣味活 対象とならない物 動中の身を守ることを目的とし 全体的に通気用の穴が設けられ 準」の承認を受けたものに限る ジャケット等の型式承認試験基 ている自転車用のヘルメット

ているライフジャケット

国人登録原票に登録されてい 村内に住所を有する方 (住民基本台帳に記録または外

> ※1人につき各々1回に限り補助 (令和4年度~6年度末に限る

2,000円のいずれか低 購入金額の2分の1の額または

※窓口で申請の場合は、印鑑、 ウンロードできます。 たは村公式ホームページよりダ 総務部総務課で配布します。 補助金交付申請書 ま 補

帳等)をご持参ください。 助金の振込先のわかる書類 通

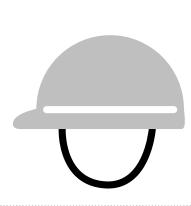
製品保証書等の写し 領収書の原本

購入後の写真

※購入年度内に必要書類の提出を お願いします。

申請・問合せ先

総務部総務課



移植ドナーへの

業所に対し、 ナー)およびドナーが勤務する事 骨髄・末梢血幹細胞提供者(ド 助成金を交付します。

・骨髄・末梢血幹細胞の提供時に 対象

ドナー(個人事業主を除く)が勤 よび公立大学法人を除く 独立行政法人、国立大学法人お 公共団体、 務する国内の事業所(国、 村内に住所を有するドナー 独立行政法人、 地方

助成内容

末梢血幹細胞の提供につき7日 を助成します。(1回の骨髄 所にあっては1日につき1万円 骨髄・末梢血幹細胞の提供のた を限度とする) ては1日につき2万円を、 た日数について、ドナーにあっ めの次に該当する通院等に要し 事業

健康診断に係る通院

骨髄・末梢血幹細胞の採取に係自己血貯血に係る通院 る通院または入院

その他骨髄・末梢血幹細胞の提

置によって生じた健康障害に係 術またはこれに関連した医療処 が必要と認める通院、 供に関し、財団または医療機関 る通院等は除く) は面談(ただし、骨髄等の再手 入院また

助成金交付申請書

ドできます。 すこやかセンター内保健環境 式ホームページよりダウンロ で配布しています。または村公 1

公益財団法人日本骨髄バンクが 類(骨髄・末梢血幹細胞の提供 があるもの) のための通院等をした日の記 提供が完了したことを証する書 発行する骨髄・末梢血幹細胞の

ドナーとの雇用関係を証する書類 (事業所が申請する場合に限る)

振込通帳の写し

その他注意点

ます。骨髄・末梢血幹細胞の提 請してください。 供日から起算して1年以内に申 実施する骨髄バンク事業に限 公益財団法人日本骨髄バンクが 'n

申請・問合せ先

すこやかセンター内保健環境課